

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本構想

令和4年3月  
岩手県 紫波郡 紫波町

## 目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標及び指標	4
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	5
1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	5
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	5
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
1 利用権設定等促進事業に関する事項	7
(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	7
(2) 利用権の設定等の内容	8
(3) 開発を伴う場合の措置	8
(4) 農用地利用集積計画の策定時期	9
(5) 要請及び申出	9
(6) 農用地利用集積計画の作成	9
(7) 農用地利用集積計画の内容	10
(8) 同意	10
(9) 公告	11
(10) 公告の効果	11
(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	11
(12) 紛争の処理	11
(13) 農用地利用集積計画の取消し等	11
2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項	12
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	12
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	12
(2) 区域の基準	12
(3) 農用地利用改善事業の内容	12
(4) 農用地利用規程の内容	12
(5) 農用地利用規程の認定	13
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	13
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等	14
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	14
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	14
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	15
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	15
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	15
(2) 推進体制等	16
第5 その他	16

別紙1 [個別経営体] .....	17
1 営農類型、経営規模及び生産方式 .....	17
2 経営管理の方法、農業従事の態様等 .....	19
(1) 経営管理の方法 .....	19
(2) 農業従事の態様等 .....	19
(3) その他 .....	19
別紙2 [リーディング経営体] .....	20
1 営農類型、経営規模及び生産方式 .....	20
2 経営管理の方法、農業従事の態様等 .....	20
(1) 経営管理の方法 .....	20
(2) 農業従事の態様等 .....	20
(3) その他 .....	20
別紙3 [集落型の農業法人(特定農業法人など)] .....	21
1 営農類型、経営規模及び生産方式 .....	21
2 経営管理の方法、農業従事の態様等 .....	22
(1) 経営管理の方法 .....	22
(2) 農業従事の態様等 .....	22
(3) その他 .....	22
別紙4 [新たに農業を営もうとする青年等] .....	23
1 営農類型、経営規模及び生産方式 .....	23
2 経営管理の方法、農業従事の態様等 .....	24
(1) 経営管理の方法 .....	24
(2) 農業従事の態様等 .....	24
(3) その他 .....	24
別紙5 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件 .....	25
別紙6 利用権の設定等の内容 .....	26
I 農用地として利用するための利用権の設定又は移転を受ける場合 .....	26
II 混牧林地又は農業用施設用地として利用するため利用権の設定又は移転を受ける場合 .....	27
III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合 .....	27
IV 所有権の移転を受ける場合 .....	28

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 町の概要及び農業の現状

紫波町は、岩手県のほぼ中央、北上盆地の一角に位置し、総面積 239 km<sup>2</sup>、東西に細長い形状を呈している。地勢は、町の中央を南流する北上川を挟み西部には平坦な水田地帯が開け優良な農業地帯が形成されており、東部は北上高地に属する丘陵地となっている。

紫波町の農業は、これらの恵まれた自然条件、立地条件を活かし、米を基幹に畜産、果樹、野菜等を組み合わせた複合経営を主体に農業生産を展開してきた。特に、米生産においては、昭和 49 年より平坦地域を中心に収益性の高いもち米の導入が積極的に推進され、現在では全国屈指のもち米産地を形成している。また、平成元年度より地域特性を活かした農業の振興を図るため、県内一の生産量を誇る果樹農業を核としたフルーツの里づくりを推進する等、紫波町農業の地域ブランドの確立を目指している。

紫波町の農業構造については、県都盛岡市に隣接し就業機会にも恵まれていることから、従来より他産業への恒常的就労による安定した兼業農家の割合が高く、近年一層の兼業化の進展によって基幹的な農業従事者が減少している中、定年年齢の延長により、従来、定年後の基幹的農業従事者となっていた農業者の減少が加速化している。

さらに、紫波町の基幹的農業従事者は県平均より高齢化が進んでおり、今後も県平均を上回って急激に減少すると見込まれていることから、農業後継者や担い手不足が深刻化し、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の遊休化が今後も増加していくことが見込まれている。

また、各地域においては、地域のあるべき姿や地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した地域農業マスターplan（人・農地プラン）を作成し、その目標実現に向けた取組を展開している。

一方、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の確保・育成、実質化されたマスターplanの実行と農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化の加速化などに取り組むこととされた。

今後は、「いわて農業経営相談センター」（以下「経営相談センター」という。）等との連携や農地中間管理事業の活用等により、この地域農業マスターplan（人・農地プラン）に位置づけられた中心経営体やリーディング経営体の候補等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化の推進、農地の集積・集約化などを促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

### 2 今後の農業の振興方向

紫波町における今後の農業の振興方向は、経営規模の拡大、労働生産性の向上及び農畜産物の高付加価値化等により所得の向上を図るとともに、若者の就農機会の拡大や女性の積極的な経営参画を推進する。また、生産基盤の整備及び維持・保全を計画的に推進するとともに、省力・高品質生産を実現するスマート農業や経営改善につながる農業生産工程管理（G A P）の導入を推進し、国内外に通用する安全安心で競争力のある産地づくりを推進していく。

さらに、園芸の主要品目の生産力を維持するため、きゅうり、トマト、りんご、ぶどうでの新規就農者の確保を図る。

平坦地域については全国屈指のもち米産地を維持するとともに、米を基幹に高収益作目を組み合わせた複合経営により農業生産の維持発展を図っていく。併せて、今後、農家数が急激に減少し、離

農した農家から大量の農地が供給されることが見込まれることから、その農地を集積・集約化し、100ha 規模で営農できる経営体の育成を図る。

耕作放棄地の増加などの課題を抱え、大きな転換期を迎えている東部の中山間地域については、フルーツの里づくりの中心となっており、果樹農家を基幹に新品種、新作目の導入及び高品質生産により多品目果樹産地としてなお一層の振興を図り、体験型農業及び農産加工等関連事業の推進により高付加価値化への農業の発展を図っていく。また、中山間地域の集落を単位とした組織化・法人化を促進する。

### 3 目標に向けての取組

紫波町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、後継者等が農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和 12 年度の農業経営の目標及び指標を第 2 において定める。

具体的には、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において近隣の他産業従事者並みの年間総労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保できるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。また、効率的かつ安定的な農業経営の育成を着実に進めていくためには、次世代の担い手への円滑な経営継承が重要であることから、新規就農者の確保・育成を図るものとする。この目標の実現に向けて、次のとおり取り組む。

- (1) 農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体に対し、農地の集積・集約化、経営の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ重点的に講ずる。
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し、重点的に支援する。
- (3) 集落営農組織への農地の集積・集約化の促進に当たっては、個別経営の活動を阻害することがないよう、個別経営と集落営農組織との間の利用調整を十分行い、それぞれの経営が面的にまとまるよう配慮する。

### 4 農業経営基盤強化促進事業その他の措置の総合的な実施

紫波町は、将来の町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者、生産組織又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長する事を旨として意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条の農業経営改善計画及び第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、紫波町農業委員会（以下「農業委員会」という。）の支援による農用地利用は法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）又は第 14 条の 4 第 1 項の青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「新規就農者」という。）への集積を図るとともに、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、紫波町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(2) 紫波町は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合、一般社団法人紫波町農林

公社（以下「農林公社」という。）、振興局農政部、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、紫波町農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）を設置し、認定農業者等に対する重点的な経営改善支援運動を実施し、効率的かつ安定的な農業経営の目標の達成を支援していく。

なお、農業経営改善計画又は青年等就農計画の期間を了する認定農業者又は新規就農者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(3) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農地の集積・集約化されるよう努める。

(4) 農地の集積・集約化を進めるに当たっては、実質化されたマスタープランに基づき、地域の担い手間の利用調整を十分行い、それぞれの経営が面的にまとまるよう配慮する。

さらに、ほ場整備事業による大区画化、農用地利用改善団体等による利用権の設定等を通じて、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

(5) 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農地の集積・集約化が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農地の集積・集約化の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進する。

(6) 農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

(7) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な役割を持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態のもつ各般の利点や雇用就農の受け皿としての役割なども踏まえ法人化への誘導を図る。

(8) 中山間地域においては、農地の一元的管理を行う主体として、当面集落を単位とした生産組織の育成に取り組み、引き続き中山間地域等直接支払制度の活用を図る。

(9) 町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、主体性を持って経営に参画できるよう、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を促進する。また、農業後継者等への円滑な経営継承を図るために、農業技術習得や経営管理等に対する支援を行う。

(10) 地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置づけ、その育成を図るため、規模拡大や多角化に意欲的な農業者に対して集中的に支援する。

(11) 地域の面的な広がりを対象とした経営体育成基盤整備事業の実施に当たっても、当該実施地

区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

(12) 集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センター及び農林公社の指導及び助言の下に、既存施設園芸等の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を検討する。また、市場関係者等の参画を得ながらマーケティング面からの検討も行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密な指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結び付けるよう努める。

(13) 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他第2種兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

## 5 担い手支援の推進

紫波町は、再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等について関係機関と連携を図り、推進していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標及び指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に紫波町で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型ごとの指標は、次のとおりである。

### (1) 個別経営体

ア 目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体当たりの年間所得が570万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得は420万円程度）を提示した。

また、年間労働時間は、主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には雇用を取り入れる体系とした。

イ 紫波町における営農類型、経営規模及び生産方式は、別紙1のとおりである。

### (2) リーディング経営体

ア (1) の個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、紫波町の農業を牽引するリーディング経営体（年間所得概ね1,000万円以上）へ育成する。

イ 個別経営による営農類型、経営規模及び生産方式は、別紙2のとおりである。

### (3) 集落型の農業法人（特定農業法人、組織経営体など）

ア 主たる従事者2人が中心となり、集落営農の発展を目指す農業法人及び主たる従事者4人が中心となり、約100haの営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とした。

イ 主たる従事者が(1)で掲げる他産業並みの労働時間(年間2,000時間)で、地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得(年間所得420万円)に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとする。

ウ 紫波町における営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別紙3のとおりである。

#### (4) 新たに農業を営もうとする青年等

- ア 新たに農業経営を営もうとする青年等にあっては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得は「就業後間もない他産業従事者」並みの250万円程度を確保できる経営とし、年間労働時間は、2,000時間とする。
- イ 紫波町における営農類型、経営規模及び生産方式は、別紙4のとおりである。

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
おおむね 80 %

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、令和12年度とする。

#### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下に、地域の農地の集積・集約化の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の集積・集約化の取組を促進する。その際、紫波町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、農地の集積・集約化の進捗状況等を把握・検証する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農地の集積・集約化に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

(1) 町内の中央部を流れる北上川の西側地域では、水稻や、転作田を利用した麦、そばの作付けが中心となっており、認定農業者や集落営農組織等に農地の集積・集約化が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農地の集積・集約化を促進することが重要となっている。

このため、紫波町は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体連携の下に、利用権設定等促進事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者、集落

営農組織が効率的かつ安定的な農業経営が行うことができるよう努める。

(2) 町内の中央部を流れる北上川の東側地域では、水稻や、転作田を利用した麦、大豆、そばの作付けが中心であるが、果樹や野菜類などの園芸作目も盛んであり、認定農業者や集落営農組織等に農地の集積・集約化が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農地の集積・集約化を促進することが重要となっている。

このため、紫波町は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農林公社等の関係機関・団体連携の下に、利用権設定等促進事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者、集落営農組織が効率的かつ安定的な農業経営が行うことができるよう努める。

#### 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

紫波町は、岩手県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、紫波町の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

紫波町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業(以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。)の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部については、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、今後ほ場整備実施地区にあっては換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で増加している遊休農地の解消に努める。

ウ 農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の全て）を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集積・集約化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）の全てを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合農地中間管理機構事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び法第 7 条第 1 項に掲げる事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下「政令」という。）第 6 条で定める者を除く。）が、引き続き利用権の設定を受ける場合は、次に掲げる全てを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤までに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 5 のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農協法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適當であると認められる場合に限り行うものとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 6 のとおりとする。

## （3）開発を伴う場合の措置

① 紫波町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適當な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 紫波町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許

可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 紫波町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 紫波町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るために、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整がついたときは、紫波町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 紫波町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農地の集積・集約化を図るために、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱別記様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱別記様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③までに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 紫波町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 紫波町は、(5)の②から③までの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、紫波町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 紫波町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該

当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係(①に規定する者が法第23条第4項に規定する特定農業法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)その支払い(持分又は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について紫波町長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

紫波町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①

に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

紫波町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を紫波町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

紫波町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、(若しくは移転し、) 又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

紫波町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 紫波町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 紫波町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 紫波町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該

農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を紫波町の掲示板への掲示により公告する。

- ④ 紫波町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業及び特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益社団法人岩手県農業公社（以下「岩手県農業公社」という。）に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 紫波町は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う岩手県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 紫波町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

紫波町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

ただし、ひとまとめりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農地の集積・集約化の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

## カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第 4 号の認定申請書を紫波町に提出して、農用地利用規程について紫波町の認定を受けることができる。
- ② 紫波町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 紫波町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を紫波町の掲示板への提示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農地の集積・集約化を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農地の集積・集約化を行う団体（特定農業法人を除き、特定農業法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農地の集積・集約化の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 紫波町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をす

るものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 紫波町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 紫波町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（岩手県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

紫波町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

## (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

紫波町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地の利用については農地中間管理事業などを活用し、技術指導及び経営指導については農業協同組合、振興局農政部、農業改良普及センター及び農林公社などと連携して重点的な指導を行う。

さらに、青年等が就農する地域のマスタープランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業や青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。なお、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要な他の関連施策との連携

紫波町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 紫波町は、星山・犬吠森地区（平成26年度～令和8年度）の県営土地改良整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくまでの条件整備を図る。

イ 紫波町は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 紫波町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 紫波町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

紫波町は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合、農業改良普及センター、農林公社、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別行動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農林公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、紫波町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、令和4年3月11日から施行する。

別紙1 (第2の(1)関係)

[個別経営体]

1 畜農類型、経営規模及び生産方式

	畜農類型	経営規模	生産方式
(1)	水稻 + 小麦	〈作付面積等〉 水稻 = 15.0ha 小麦 = 8.0ha  〈経営面積〉 23.0ha (うち借地 10.0ha)	〈資本装備〉 ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・播種機 (点播4条) 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン (5条) 1台 ・乾燥機 (3.5t) 3台、他 〈その他〉 ・農地の集積・集約化 ・必要に応じ、園芸品目を導入
(2)	水稻(作業受託含) + 小麦	〈作付面積等〉 水稻 = 3.0ha 作業受託 = 15.0ha (水稻基幹3作業) 小麦 = 10.0ha  〈経営面積〉 13.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・播種機 (点播4条) 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン (5条) 1台 ・乾燥機 (3.5t) 3台、他 〈その他〉 ・農地の集積・集約化 ・必要に応じ、園芸品目を導入
(3)	水稻 + 飼料用米	〈作付面積等〉 水稻 = 15.0ha 飼料用米 = 9.0ha (直播栽培)  〈経営面積〉 24.0ha (うち借地 9.6ha)	〈資本装備〉 ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・直播オプション一式 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン (5条) 1台 ・乾燥機 (3.5t) 3台、他 〈その他〉 ・飼料用米は直播栽培を導入
(4)	水稻 + WCS稲	〈作付面積等〉 水稻 = 15.0ha WCS稲 = 9.0ha (直播栽培)  〈経営面積〉 24.0ha (うち借地 9.6ha)	〈資本装備〉 ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・直播オプション一式 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン (5条) 1台 ・乾燥機 (3.5t) 3台、他 〈その他〉 ・WCSは直播栽培を導入、収穫期以降は作業委託
(5)	繁殖牛 + 水稻	〈作付面積等〉 黒毛和種 = 25頭 牧草 = 3.6ha 水稻 = 3.1ha  〈経営面積〉 6.7ha	〈資本装備〉 ・畜舎 300 m <sup>2</sup> ・トラクター (50ps) 1台 〈その他〉 ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化 ・コンバイン等の共同所有、共同作業

	営農類型	経営規模	生産方式
(6)	肥育牛 + 飼料用米	〈作付面積等〉 黒毛和種 = 100 頭 牧草 = 3.5ha 飼料用米 = 13.0ha  〈経営面積〉 16.5ha	〈資本装備〉 ・畜舎 610 m <sup>2</sup> ・トラクター (50ps) 2台 ・田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (4条) 1台、他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・飼料用米は直播栽培を導入
(7)	養豚	〈作付面積等〉 繁殖雌豚 = 100 頭	〈資本装備〉 ・種豚舎 351 m <sup>2</sup> ・子豚舎 194 m <sup>2</sup> ・肥育舎 640 m <sup>2</sup> ・分娩舎 204 m <sup>2</sup> 、他 〈その他〉 ・繁殖・肥育の一貫経営
(8)	野菜	〈作付面積等〉 きゅうり (又はトマト、ピーマン) = 0.55ha  〈経営面積〉 0.55ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 5,000 m <sup>2</sup> ・トラクター (20ps) 1台 ・動力噴霧機 (自走式) 1台 ・温風暖房機 1台、他 〈その他〉 ・露地普通、半促成+抑制の組合せ ・収穫期を中心に雇用を導入
(9)	花き	〈作付面積等〉 りんどう = 1.0ha  〈経営面積〉 1.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター (30ps) 1台 ・動力噴霧機 (自走式) 1台 ・フラワーバインダー 1台、他 〈その他〉 ・極早生、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ(採花ほ場面積のみ)
(10)	果樹	〈作付面積等〉 りんご (又はぶどう) = 2.0ha  〈経営面積〉 2.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター (20ps) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台、他 〈その他〉 ・早生、中生、晩生の組合せ ・共同選別の実施
(11)	菌茸	〈作付面積等〉 生しいたけ = 36,000 玉	〈資本装備〉 ・ウレタン吹き付けハウス 832 m <sup>2</sup> ・温風暖房機 1台 ・予冷庫 (1坪) 1台、他 〈その他〉 ・菌床栽培 ・施設は補助事業を活用

(注) 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、従たる従事者1～2人として示している。

## 2 経営管理の方法、農業従事の態様等

### (1) 経営管理の方法

ア 経営改善計画の達成に向け、単年度ごとの取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践

- イ 経営相談センターその他専門家の積極的な活用
- ウ 複式簿記記帳による経営と家計の分離
- エ 研修等による経営管理能力の向上
- オ 経営体質の強化のための自己資本の充実
- カ 経営内の役割の明確化
- キ 生産工程管理（GAP）の実施
- ク 必要に応じ、法人形態への移行
- ケ 青色申告の実施

### (2) 農業従事の態様等

ア 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

イ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保

ウ 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保

エ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保

オ 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実

### (3) その他

6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化などへの取組

別紙2 (第2の(2)関係)

[リーディング経営体]

1 営農類型、経営規模及び生産方式

	営農類型	経営規模	生産方式
(1)	水稻 + 小麦	〈作付面積等〉 水稻 = 25.0ha 小麦 = 11.0ha  〈経営面積〉 36.0ha (うち借地 15.0ha)	〈資本装備〉 • トランクター (50ps) 2台 • 田植機 (6条) 2台 • 乗用管理機 1台 • コンバイン (5条) 2台 • 乾燥機 (3.5t) 3台、他 〈その他〉 • ほ場の集団化 • 必要に応じ園芸品目、農産加工の導入
(2)	トマト	作付面積) トマト = 1.2ha 〈経営面積〉 1.2ha	〈資本装備〉 • 簡易ビニールハウス 12,000 m <sup>2</sup> • トランクター (20ps) 1台 • 動力噴霧機 (自走式) 1台 • 養液土耕栽培システム 1式、他 〈その他〉 • 養液土耕栽培 • 収穫期を中心に雇用を導入

2 経営管理の方法、農業従事の態様等

(1) 経営管理の方法

別紙1の2の(1)と同じ

(2) 農業従事の態様等

別紙1の2の(2)と同じ

(3) その他

別紙1の2の(3)と同じ

別紙3（第2の（3）関係）

[集落型の農業法人（特定農業法人、組織経営体など）]

1 営農類型、経営規模及び生産方式

	営農類型	経営規模	生産方式
(1)	水稻(作業受託含) +小麦 +大豆 +そば  (主たる従事者4人) (参考) 構成員の労賃・地代 収入合計1,036万円	〈作付面積等〉 水稻 = 60.0ha 小麦 = 15.0ha 大豆 = 15.0ha そば = 7.0ha  〈経営面積〉 97.0ha (うち借地 90.0ha)	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps) 4台 ・田植機(6条、直播オプション一式) 2台 ・大型播種機(点播4条) 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン(4条) 2台 ・普通型コンバイン 1台 ・乾燥機(3.2t) 3台、他 〈その他〉 ・水稻は移植、直播各30.0haで収穫期をずらすことで収穫以降の機械を共有 ・そばは小麦の裏作 ・農地の集積・集約化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入
(2)	水稻 + 小麦  主たる従事者2人 (参考) 構成員の労賃・地代 収入合計441万円	〈作付面積等〉 水稻 = 26.0ha 小麦 = 14.0ha  〈経営面積〉 40.0ha (うち借地 40.0ha)	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps) 4台 ・田植機(6条) 2台 ・麦播種機(点播4条) 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン(5条) 2台 ・乾燥機(5t) 3台、他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入
(3)	水稻 + 大豆  主たる従事者2人 (参考) 構成員の労賃・地代 収入合計425万円	〈作付面積等〉 水稻 = 26.0ha 大豆 = 14.0ha  〈経営面積〉 40.0ha (うち借地 40.0ha)	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps) 2台 ・田植機(6条) 2台 ・大豆播種機(点播4条) 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン(5条) 2台 ・普通型コンバイン 1台 ・乾燥機(3.2t) 3台 ・静置式乾燥機(1.8t) 2台、他

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社等の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等

(1) 経営管理の方法

別紙1の2の(1)と同じ

(2) 農業従事の態様等

別紙1の2の(2)と同じ

(3) その他

別紙1の2の(3)と同じ

別紙4（第2の（4）関係）

[新たに農業を営もうとする青年等]

1 営農類型、経営規模及び生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
(1) 野菜専作	〈作付面積等〉 きゅうり = 0.2ha  〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30ps) 1台 ・管理機(ローラー付) 1台 ・マルチヤー(管理機用) 1台 ・マルチスプレーヤー(クローラ自走式) 1台 ・軽トラック(4WD) 1台、他 〈その他〉 ・露地栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は、12t/10a
(2) 野菜専作	〈作付面積等〉 トマト = 0.2ha  〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 2,000 m <sup>2</sup> ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・養液土耕栽培システム 1式、他 〈その他〉 ・夏秋どり、養液土耕栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2、ただし養液土耕栽培システムは除く) ・単収は、12t/10a
(3) 野菜専作	〈作付面積等〉 ミニトマト = 0.12ha  〈経営面積〉 0.12ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 2,000 m <sup>2</sup> ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・ミニトマト選果機 1台 〈その他〉 ・夏秋どり、自動かん水、土耕栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は、6.5t/10a
(4) 果樹専作	〈作付面積等〉 りんご(又はぶどう) = 1.0ha  〈経営面積〉 1.0ha	〈資本装備〉 ・軽トラック 1台 ・ロータリーモア 1台 ・スピードスプレーヤー 1台、他 〈その他〉 ・農地は賃借 ・トラクタ作業は委託 ・りんごについては、わい化栽培とし、早生、中生、晩生品種の組み合わせ ・ぶどうについては、一般種、大粒種の組み合わせ

(5)	花き	<p>〈作付面積〉 りんどう = 0.38ha 〈経営面積〉 0.38ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(20ps) 1台</li> <li>・動力噴霧機(自走式) 1台</li> <li>・下葉取り機 1台</li> <li>・結束機 1台、他</li> <li>・その他</li> <li>・早生 8月収穫 0.2ha + 晩生 9月収穫 0.18ha</li> <li>・単収は早生 30,000 本/10a、晩生 42,000 本/10a(3年目以降)</li> </ul>
-----	----	---	--

## 2 経営管理の方法、農業従事の態様等

### (1) 経営管理の方法

別紙1の2の(1)と同じ

### (2) 農業従事の態様等

別紙1の2の(2)と同じ

### (3) その他

別紙1の2の(3)と同じ

## 別紙5（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2） 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3） 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

## 別紙6（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

### ① 存続期間（又は残存期間）

- (1) 存続期間は、3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適當な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが適當でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができます。
- (2) 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
- (3) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

### ② 借賃の算定基準

- (1) 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- (2) 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。
- (3) 開発して農用地とすることが適當な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
- (4) 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、(1)から(3)までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。  
この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。

### ③ 借賃の支払方法

- (1) 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
- (2) (1)の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- (3) 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

### ④ 有益費の償還

- (1) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代價を請求してはならない旨を定めるものとする。

(2) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき紫波町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

## II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

### ① 存続期間（又は残存期間）

I の①と同じ。

### ② 借賃の算定基準

- (1) 混牧林地についてはその混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。
- (2) 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
- (3) 開発して農業用施設用地とすることが適當な土地については、I の②の(3)と同じ。

### ③ 借賃の支払方法

I の③と同じ。

### ④ 有益費の償還

I の④と同じ。

## III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

### ① 存続期間

I の①と同じ。

### ② 損益の算定基準

- (1) 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。
- (2) (1)の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。

### ③ 損益の決済方法

I の③と同じ。この場合において、I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

### ④ 有益費の償還

I の④と同じ。

#### IV 所有权の移転を受ける場合

##### ① 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

##### ② 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

##### ③ 所有权の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

なお、独立行政法人農業者年金基金及び岩手県農業公社が、所有権の移転を行う場合等の取扱いについては、独立行政法人農業者年金基金及び岩手県農業公社の定めるところによるものとする。